

福山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

福山市長 枝 広 直 幹

規則第35号

福山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(所管行政庁が不要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請（以下「<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては<u>長期優良住宅建築等計画等</u>の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）</p>	<p>(所管行政庁が不要と認める図書)</p> <p>第3条 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下「<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請」という。）のうち、住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては<u>長期優良住宅建築等計画</u>の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。以下同じ。）</p>

の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたものについては長期優良住宅建築等計画等の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画等の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものについては、長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮)

第4条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に係る住宅が次に掲げる区域外に存することとする。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの、登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書の写しを添えたものについては長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請のうち、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものについては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮)

第4条の2 法第6条第1項第4号に規定する自然災害による被害の発生の防止又は軽減に配慮されたものであることの基準は、次に掲げる区域外に住宅を建築する\_\_\_\_\_こととする。ただし、当該区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちに当該区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(認定の申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定又は法第8条第1項の規定による変更の認定

\_\_\_\_(以下「認定等」という。)を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、市長が当該認定等をする前までに、長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下届を市長に提出しなければならない。

(認定長期優良住宅建築等計画等の取りやめ)

第6条 法第6条第1項の認定(法第8条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、認定を受けた法第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画又は同条第6項及び第7項に規定する長期優良住宅維持保全計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画等取りやめ届に省令第2条第1項に規定する申請書の副本及び省令第6条に規定する通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況の報告等)

第7条 法第12条の規定により市長から認定を受けた長期優良住

(1)～(3) (略)

(認定の申請の取下げ)

第5条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定又は法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の

認定(以下「認定等」という。)を申請した者は、当該申請を取り下げようとするときは、市長が当該認定等をする前までに、長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届を市長に提出しなければならない。

(認定長期優良住宅建築等計画の取りやめ)

第6条 法第6条第1項の認定(法第8条第1項の変更の認定を含む。以下「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、認定を受けた長期優良住宅建築等計画(以下「認定長期優良住宅建築等計画」という。)

\_\_\_\_\_に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画取りやめ届に省令第2条第1項に規定する申請書の副本及び省令第6条に規定する通知書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況の報告等)

第7条 法第12条の規定により市長から認定長期優良住宅建築等

宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅\_\_\_\_\_の建築工事が完了した旨の報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅工事完了報告書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、認定等の申請に係る\_\_\_\_\_長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画が法第6条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、その理由を付した認定しない旨の通知書に認定申請書の副本を添えて認定等を申請した者に通知するものとする。

(書類の様式)

第15条 第5条の長期優良住宅建築等計画等認定等申請取下届その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

計画\_\_\_\_\_に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(以下「認定長期優良住宅」という。)の建築工事が完了した旨の報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅工事完了報告書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画\_\_\_\_\_が法第6条第1項に規定する基準に適合しないと認めるときは、その理由を付した認定しない旨の通知書に認定申請書の副本を添えて認定等を申請した者に通知するものとする。

(書類の様式)

第15条 第5条の長期優良住宅建築等計画認定等申請取下届その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。